

■議案第36号 四万十町行政手続条例の一部を改正する条例について

【要旨】

行政手続法の一部を改正する法律が平成26年6月に公布され、平成27年4月1日から施行されます。

改正法は、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求めることができる「処分等の求め」の手続や、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる「行政指導の中止等の求め」の手続を新設すること等により、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的として制定されたものです。

この改正に伴い、行政手続法が守備範囲としない地方公共団体の機関がする行政指導と条例・規則が根拠となる処分について、同様に条例を改正して規定するものです。

【主な改正内容】

1. 行政指導の方式（条例第33条第2項）

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する町の機関が行政指導をする際に、当該権限を行使し得る旨を示すときは、行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該権限の根拠となる法令の条項や当該権限の行使が当該条項に規定される要件に適合する理由等を示さなければならないこととすることにより、行政指導の手続の透明性を高め、不適切な行政指導を防止し、もって行政指導の相手方の権利利益の保護を図ることを目的とするものです。

2. 行政指導の中止等の求め（条例第34条の2）

法令に違反する行為の是正を求める行政指導であって、その根拠や要件が法律又は条例に規定されているものについては、当該行政指導の相手方に大きな事実上の不利益が生ずるおそれがあることに鑑み、相手方からの申出を端緒として、当該行政指導をした町の機関が改めて調査を行い、当該行政指導がその要件を定めた法律等の規定に違反する場合には、その中止その他必要な措置を講ずることとすることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって当該行政指導の相手方の権利利益の保護を図ることを目的とするものです。

3. 処分等の求め（条例第34条の3）

処分をする権限又は行政指導をする権限を有する町の機関が、法令に違反する事実を知る者からの申出を端緒として、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、その是正のための処分又は行政指導を行うこととすることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって町民の権利利益の保護に資することを目的とするものです。

【新旧対照表】

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条—第4条）	第1章 総則（第1条—第4条）
第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）	第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）
第3章 不利益処分	第3章 不利益処分
第1節 通則（第12条—第14条）	第1節 通則（第12条—第14条）
第2節 聴聞（第15条—第26条）	第2節 聴聞（第15条—第26条）
第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）	第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）
第4章 行政指導（第30条— <u>第34条の2</u> ）	第4章 行政指導（第30条— <u>第34条</u> ）
<u>第4章の2 処分等の求め（第34条の3）</u>	
第5章 届出（第35条）	第5章 届出（第35条）
附則	附則
（適用除外）	（適用除外）
第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から <u>第4章の2</u> までの規定は、適用しない。	第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から <u>第4章</u> までの規定は、適用しない。
（1）～（4） （略）	（1）～（4） （略）
（5） 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を <u>名宛人</u> とするものに限る。）及び行政指導	（5） 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を <u>名あて人</u> とするものに限る。）及び行政指導
（6） 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に <u>関わる</u> 事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導	（6） 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に <u>かかわる</u> 事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導
（7）・（8） （略）	（7）・（8） （略）
（行政指導の方式）	（行政指導の方式）
第33条 （略）	第33条 （略）
<u>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。</u>	
<u>（1） 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項</u>	

改正後	改正前
(2) <u>前号の条項に規定する要件</u> (3) <u>当該権限の行使が前号の要件に適合する理由</u> 3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から<u>前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</u> 4 (略) <u>(行政指導の中止等の求め)</u> <u>第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思慮するときは、当該行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。</u> 2 <u>前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</u> (1) <u>申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u> (2) <u>当該行政指導の内容</u> (3) <u>当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項</u> (4) <u>前号の条項に規定する要件</u> (5) <u>当該行政指導が前号の要件に適合しないと思慮する理由</u> (6) <u>その他参考となる事項</u> 3 <u>当該町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。</u> <u>第4章の2 処分等の求め</u> <u>第34条の3 何人も、法令に違反する事実があ</u>	2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から<u>前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</u> 3 (略)

改正後	改正前
<u>る場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。</u> <u>2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</u> <u>（1） 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u> <u>（2） 法令に違反する事実の内容</u> <u>（3） 当該処分又は行政指導の内容</u> <u>（4） 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項</u> <u>（5） 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由</u> <u>（6） その他参考となる事項</u> <u>3 当該行政庁又は町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。</u>	